

2009年度海外研修F5コース報告

——中国知的財産制度・法規の研修——

2009年度海外研修団(F5)*



抄録 日本知的財産協会（JIPA）海外研修F5コースは、2006年度、2007年度に続き、今回で3回目の開催となった。現地研修の実施を委託した現地事務所、現地進出企業の方々をはじめ、多くの関係者の御協力により本研修は成功裡に終わることができた。

目次

1. はじめに
2. 研修内容
 - 2.1 事前研修
 - 2.2 現地研修
 - 2.3 事後研修
3. 現地研修各論
 - 3.1 誤訳について
 - 3.2 補正について
 - 3.3 職務発明について
 - 3.4 サポート要件について
 - 3.5 馳名商標について
 - 3.6 専利権侵害訴訟実務について
4. 現地機関訪問
 - 4.1 国家知識産権局（SIPO）
 - 4.2 最高人民法院
 - 4.3 日本貿易振興機構（JETRO）
 - 4.4 上海家化聯合股份有限公司
 - 4.5 上海海関
5. おわりに

* The JIPA Overseas Trainee Tour Group F5 ('09)

1. はじめに

ここ数年、中国知的財産に関する重要性が指摘され、色々な情報が日本でも入手できるが、本研修は中国での滞在型の現地研修をメインにし、滞在前の事前研修、事後研修も行うことで、中国知的財産に関する理解を深めることを目的としている。

2. 研修内容

本研修は、F5コース「中国知的財産制度・法規の研修」という滞在型中国研修として、JIPA人材育成委員会第4小委員会により企画された。研修生は企業10社から10名が参加し、専利出願権利化、模倣品対策など分野が異なる担当者が、中国知的財産全般に関して担当分野を越えて協力して学びあった。本研修は、研修生の自己学習型で行い、理解を深め、知識を蓄積してきた。

本研修日程は、2009年3月23日に始まり、事前研修、事後研修を月1回程度の頻度でJIPAの東京／大阪事務所で行い、中国現地研修を2009年11月9日～21日で北京／上海で行った。

2. 1 事前研修

事前研修は8回開催され、「講義等依頼票」の作成、「グループ学習」、「講義等依頼票、グループ学習」の報告、および、これらに並行して講師を招いての講義により、中国知的財産に関する知識を深めた。

「講義等依頼票」は、現地の講演内容が研修生の希望に沿うように、事前に作成し講師へ送るため事前研修の半分を当てて調整し、また、依頼してから現地での準備期間が十分取れるように事前研修の前半に検討された。

「グループ学習」は各自の興味あるテーマに関して自己学習し知識を深め、また、現地研修の際には講師へ直接質問し、また議論し知識を

深めた。

「講義等依頼票、グループ学習」の報告は現地研修前に研修生の情報共有の確認のために行った。

2. 2 現地研修

現地研修は、JIPAの賛助会員を主とした特許／法律事務所の講師、現地駐在員による講義の受講、国家知識産権局、上海海関、最高人民法院、日本貿易振興機構など公的機関と中国企業の訪問を行うことにより、研修を進めた。F5コースでは他の海外コースと異なり、現地研修を統括する代理人を設置していないために、現地研修の運営も研修生が主体となって行った。

本現地研修は2009年11月9日～21日であり、中国専利法第3次改正法施行(2009年10月1日)後であった。このため第3次改正に関する研修が多く研修生にとって時期的に良かったが、専利法実施細則、専利法審査指南の公表前であったために、各講師も実施細則、審査指南部分の詳細な解釈に関しては、当時入手可能な情報に基づいて説明がなされた。

2. 3 事後研修

事後研修は3回開催され、現地研修で得られた知識を知財管理誌へ発表し形に残すこと、また、研修生同士による得られた知識に関する意見交換として本研修の成果報告会を行った。

3. 現地研修各論

以下、現地研修の講義や機関訪問で知り得た重要と思われる情報について報告する。但し、現地研修当時、実施細則、審査指南等は未公表であったため、本稿では、これら専利法実施細則、専利法審査指南等に影響を受けない範囲で報告する。

3. 1 誤訳について

(1) 現 状

外国出願において、明細書翻訳作業は、その作業内容が大変重要な意味を持つ。外国出願準備の際の誤訳チェックは不可欠であるが、完全に誤訳を無くすことは困難である。実際、現地研修においても、いくつかの中国での誤訳に関する話題紹介があった。

このような現状の中で、権利行使の際の重大な瑕疵につながる誤訳対策に関して、出願時の注意点、権利化過程での適切な対応等、我々が考慮すべき点について事前研修および現地研修を通じて整理した。

(2) 誤訳が生じる原因

誤訳が生じる原因としては、翻訳人員数、翻訳チェック体制、翻訳者の語学能力等の人材的要因に加え、以下のような環境的要因も挙げられる。

- ・ 言語に対する理解の違い
- ・ 技術理解の違い
- ・ 業務作業の習慣の違い

誤訳対策を考える上においては、このような環境的要因の理解も不可欠である。以下にその具体例を紹介する。

① 用語の誤訳

原文：Core

原意：芯

誤訳：鉄芯

この例の場合、中国語翻訳者が不要な1文字を習慣的に追加した2文字表現を使ってしまったため、原意が鉄に減縮された誤訳を生じた。逆に、原文のCoreが技術上、鉄芯を意図する場合、通常は芯と翻訳されてしまうため、原意拡大の誤訳となる。

このような用語の誤訳を避けるためには、タームリストの作成、重要な用語の明細書中への

説明記載、中国代理人への技術内容説明などの対応も有効である。

② 文言解釈による誤訳

「～ように」という表現が原文に用いられている場合、これがその目的、状態、結果など様々な意味に解釈できるため、原文の意図を正しく解釈することが困難となる場合がある。また、「～に」という文言もその対象の場所や方向において2つの意味に解釈されうる表現である。さらにセンテンス構造が複雑で修飾関係が判別しにくい場合も複数の解釈が生じ、誤訳に繋がる。

このような文言解釈上の誤訳を避けるため、原文明細書、特許請求の範囲作成時に、明確な表現を用いるように心がけることが重要である。

(3) 出願後の誤訳の補正

1) パリルート中国出願に対する補正

誤訳訂正のような手続はないが、通常の補正可能な時期に補正を行うことができる。しかしながら、その補正は、当初の中国語明細書および特許請求の範囲の開示を逸脱してはならないため、翻訳前の原文に基づく補正はできない。

2) PCTルート中国出願に対する補正

誤訳訂正書を提出し、国際出願書類に基づいて中国語を補正することができる。

3) 登録後の誤訳に対する補正

登録後に出願書類を補正することはできず、権利範囲の解釈は、誤訳を含んだ文言で解釈される。したがって、登録前の段階で誤訳の補正要否については十分に検討すべきである。

(4) まとめ

以上のように、様々な要因で中国語翻訳時の誤訳は生じうる。一方で、現在、中国では審査実務における補正内容の制限が非常に厳しいため、出願後に十分な誤訳対応ができるとは限らない。そのため、出願人側も誤訳の生じる要因

を十分理解して適切な表現の明細書作成を行うと共に、現地代理人との連携を強化した翻訳業務を行うことが重要である。

3.2 補正について

(1) 背景

中国出願の審査において、他の国の審査では認められた補正が、新規事項の追加として拒絶されるケースがあり、その判断基準がわかりづらいことがある。そこで、現地研修を通じて、補正要件の判断プラクティスを整理した。

(2) 運用

補正要件に関する主な規定は次の通りである。

1) 中国専利法第33条

「…発明および実用新案の特許出願書類に対する補正は、原明細書および請求項に記載された範囲を超えてはならず…」

2) 審査指南第二部分第八章第5.2.1節

「『原明細書および請求項に記載された範囲』とは、原明細書および請求項の文言上の記載内容、ならびに、原明細書および明細書の文言上の記載内容および図面から直接的且つ一義的に確定できる内容を指す」(下線追加)

このように法律上は他国と差がないものの、審査指南では、従来の日本の審査基準にあった「直接的且つ一義的」との文言が使用されている。特に2008年から補正時の新規事項追加の判断が非常に厳しくなっており、明細書の記載の丸写しでないと新規事項とされる可能性が高い。

(3) 新規事項追加とされる具体的事例

1) 上位概念から下位概念への限定

表1の場合、「ステアリルアルコールを0.01～5%含有」と補正することは許されない。ステアリルアルコールという具体的化合物について前記範囲を含有することが、明細書の開示から直接的且つ一義的に導き出せないためである。

表1 下位概念化への限定の事例

補正前請求項	炭素数8～30の脂肪族アルコールを0.01～5%含有
明細書の記載	「ステアリルアルコール3%」の実施例があるが、明細書中に、炭素数8～30の脂肪族アルコールの具体的例示はない。

2) 数値範囲の限定

前記1)の例において、ステアリルアルコールを1%、1.5%、3%含有する実施例がある場合、実施例の数字を根拠に「炭素数8～30の脂肪族アルコールを1～3%含有する」とする補正は許されない。ステアリルアルコール以外の脂肪族アルコールに1～3%の数値範囲が適用できることは、明細書から直接的且つ一義的に導き出せないためである。

3) 技術的特徴の追加/変更

表2 技術的特徴の追加/変更の事例

独立請求項	構成A
従属請求項	構成B
独立請求項	構成A+構成C
明細書の記載	構成A, B, Cそれぞれの下位概念(具体例)であるa+b+cの組合せが開示。

このような場合、構成A+構成B+構成Cとする補正は許されない可能性がある。明細書中に構成A+構成B+構成Cの組合せに関する直接的且つ一義的な記載がないためである。このことを考慮すると、いわゆるマルチのマルチクレームの解消は、中国出願後に行う方が安全といえる。

4) 図面に基づく補正

図面から直接的且つ一義的に確定できる補正

は可能だが、実際には殆ど不可能と考えて良い。

5) いわゆる「除くクレーム」の補正

原則として「除くクレーム」は新規事項の追加とみなされる。例えば数値限定クレームで数値の一部を除く補正をした場合、①放棄された部分を採用すると本発明を実施できないこと、または、②一部放棄後の数値範囲が新規性および進歩性を有することを説明できれば許容されるが、実質上困難と考えられる。但し、引例がいわゆる拡大先願に当たる場合は許される。

(4) 対策

補正要件違反を回避するための対策としては、そのような補正をする根拠となる説明を出願当初明細書に盛り込んでおくしかなく、過度な減縮をせずに権利を取得するためには、より丁寧な明細書の作り込みが必要になると思われる。

3. 3 職務発明について

発明の権利帰属（職務発明か非職務発明か）を争う訴訟が増加しており、本稿にて契約の留意点を整理する。

(1) 職務発明の定義（専利法第6条第1項）

所属単位の任務を遂行し、または主としてその単位の物質・技術条件を利用して完成した発明創作は職務発明創作とする。

(2) 職務発明に関する約定の可否

所属単位の任務の遂行により完成した発明は、所属単体に帰属し、契約等によって定めることができない。一方、主として所属単位の物質・技術条件を利用して完成した発明は、発明者と所属単体が契約で帰属を定めることができる。

(3) 留意点

一点目は、約定は書面での契約によりなされなければならないことである。二点目は、特許出願権と特許権の帰属についての定めがあった場合、発明創作が完成するために所属単位の物質・技術条件を「主として」利用したか、それとも「主ではなく」利用したかはそれほど重要ではないことである。

(4) 職務発明契約の内容

1) 権利の帰属

発明者と所属単体の間に所属単位の物質・技術条件を利用して完成した発明創作の帰属を定めることにより、発明者に帰属させることが可能となる。一方、約定がない場合は、所属単体に帰属する。（専利法第6条第1項）

2) 報奨金と報酬（専利法第16条、2009年専利法実施条例（草案）第75、76条）

表3 報奨金について

約定がある場合	その約定が優先する
約定がない場合	報奨金（登録時）は、発明の場合は最低 3,000 円、実用新案、意匠の場合は最低 1,000 円であり、報酬は、発明、実用新案の場合は営業利益の 2%、意匠の場合は営業利益の 0.2%、さらに各々ライセンス収入の最低 10% である。

3) 留意点

一点目は、報奨金と報酬は各々定める必要があることである。二点目は、約定がない場合の報奨金、報酬の金額よりも、低廉な額にすることができることである。

(5) 問題点

職務発明制度については、中国国内外の企業それぞれが対応を工夫している。

契約によりトラブルを防止することも重要であるが、中国人従業員の離職を防ぐため社内表彰制度などを含めた総合的な制度を設計することが重要であると思われる。

3. 4 サポート要件について

中国では第一回目の拒絶理由通知でサポート要件に関する指摘が多いことが知られている。

本稿では、機能的限定について述べることにする。

(1) 機能的記載のサポート要件

審査指南では、次のとおり記載されている。(審査指南第二部分第二章3.2.1 現地代理人による抜粋・要約)

クレームにおいて、機能によって限定される技術特徴は、当該機能を実現できる全ての実施形式をカバーすると理解されるべきである。したがって、機能による限定を含むクレームに対しては、当該機能的限定が明細書に支持されているか否かを審査すべきである。

クレームに記載された機能が、明細書に開示されている実施例において特定の方式によって実現され、かつ、他の代替方式で実現可能であることが当業者にとって明らかではない場合、あるいは、当該機能で限定される技術的特徴が、本発明の課題を解決できない方式をも含んでいると疑う理由が存在する場合、クレームにおいて、上記の他の代替方式または課題を解決できない方式をカバーするような機能的限定を行うことは認められない。

明細書に、ただ曖昧に「他の代替方式も適用可能である」と記載されていたとしても、当業者にとってこの代替方式が何であるかが不明である場合には、機能的限定が認められない。

(2) 現地代理人の意見

明細書においてどの程度まで具体的な開示説明が必要かについて、現地代理人から具体的な対応に関する意見を得た。

対応1：複数の実施態様を示し、「代替可能な例」に関する説明を加える。

対応2：当該機能を実現する手段自体が一般に知られており、これらの一般に用いられる手段によって、本発明においても、他の構成要件に影響されずに当該機能を実現できる場合、実施例の数を重視するよりも、明細書において、そのことを十分に説明することにより、機能的限定が認められる可能性がある。

(3) 機能的記載の権利範囲

2009年末、以下の事項が明確となった。

クレームの中に機能または効果で記述された技術的特徴に対しては、人民法院は明細書と図面の記述する当該機能あるいは効果の具体的実施形態およびその均等の実施形態と結び付けて、当該技術的特徴の内容を確定しなければならない。(「最高人民法院による 特許権侵害紛争案件の審理における 応用法律適用についての若干問題に関する解釈」第5条)

(4) 問題点

審査において認められた機能的記載によるクレームが、訴訟等においてどの程度限定解釈されるのかについては、今後の検討課題であるとともに動向を見守っていく必要がある。

3. 5 馳名商標について

中国では、著名な商標を特に保護する「馳名商標」の認定制度が設けられている。馳名商標と認められた場合、その商標が中国国内で未登録であっても同一または類似の商品・役務について他者の登録を排除することができ、また、既登録である場合には、その保護範囲は類似し

ない商品・役務にまで拡大される。加えて、その効力は商標だけでなく商号やドメインネームにまで及び、通常の登録商標に比してより一層手厚い保護が与えられている。

この馳名商標の認定については、独立した申請制度があるわけではなく、異議事件や取消事件など、具体的な案件の審理の中で申請された場合に判断される。

その方法は、次のとおり、工商行政管理局が行う行政認定（①～③）と人民法院が行う司法認定（④，⑤）に大別される。

① 商標異議申立時に申請する方法

初歩審査を経て公告された他人の商標に対して、異議申立を行う場合（「馳名商標の認定と保護に関する規定」（以下、保護規定）第4条第1項）

② 商標取消審判請求時に申請する方法

他人の登録商標について、商標評審委員会に対して取消裁定を請求する場合（保護規定第4条第2項）

③ 工商行政管理局への商標使用禁止請求時に申請する方法

他人の商標使用に対して、工商行政管理局に商標使用禁止請求をする場合（保護規定第5条・第6条，商標法实施条例第45条）

④ 人民法院への商標使用禁止請求時に申請する方法

他人の商標使用に対して、人民法院に訴訟を提起した場合（「最高人民法院による商標民事紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈」第22条）

⑤ 人民法院へのドメイン名使用禁止請求時に申請する方法

他人のドメイン名の使用に対して、人民法院に訴訟を提起した場合（「最高人民法院によるコンピューターネットワークド

メインネームに関連する民事紛争事件の審理における法律適用の若干問題についての解釈」第6条）

申請に際しては、中国国内における著名性を立証する資料の提出が必要であるが、これまで認定基準が曖昧であった司法認定について、司法解釈（最高人民法院による馳名商標保護に関する民事紛争案件審査の法律適用の若干問題に関する解釈）が2009年5月1日から施行された。

例えば、当事者は、商標が著名であると主張する場合、少なくとも以下のいずれかを証明する資料を提出しなければならない。

- ① 当該商標を使用した商品の市場シェア，販売区域，利益等
- ② 当該商標の使用期間
- ③ 当該商標の宣伝もしくは販売促進活動の方法，期間，程度，投入資金額，地域範囲等
（広告会社との契約書，領収書等の財務資料）
- ④ 当該商標がかつて馳名商標として保護を受けた記録
- ⑤ 当該商標が有している市場名声
- ⑥ 当該商標の著名性を証明するその他の証拠

提出する証拠としては、商標の使用期間を証明する過去の商品販売台帳や、宣伝活動の期間や程度等を証明する広告契約書，領収書等の財務資料が有用である。しかしながら、取引先がこれらの資料を保存していないもしくは提出を拒むケースも多く、証拠の収集が困難となることも少なくないため、後の紛争に備えて予め証拠を保全しておくことが肝要である。

前述のとおり、馳名商標の申請は、未登録商標であっても可能であるが、中国国内における

著名性の立証が必要であり、外国で著名であるだけではその保護が与えられない点にも注意が必要である。現在までに多くの日本企業が馳名商標の認定申請を行っているが、これまでに認定された例は十数件にとどまり、外国企業にとっては非常に困難であるのが現状である。

3. 6 専利権侵害訴訟実務について

(1) 裁判管轄

裁判管轄は公平な裁判を受ける上で重要な検討事項である。地方保護主義の強い法院では現地企業に有利な判決が下されやすいので、専利権侵害訴訟の経験が豊富な法院、例えば、北京、上海、広州、深圳を選択するのが望ましい。裁判管轄は、被告住所所在地と侵害行為地のいずれかを選択できる。販売者を共同被告にすれば法院の選択肢が増えるので有効である。侵害品を取り寄せて侵害行為を惹起することにより、裁判管轄を希望する法院とすることも可能である。

(2) 証拠

中国訴訟における証拠には、真実性、関連性および合法性を備えていることが要求される。外国の証拠は真実性の要件が欠如しているために証拠として使用できない場合が多い。例えば、日本の公証人による認証はサインについての真実性を有するが内容については真実性を有しない。また、一般刊行物については頒布性を立証しないと採用されない。さらに、調査会社の調査レポートは、客観的事項については証拠となり得るが、主観的意見は合法性の観点から証拠として採用されない。

(3) 証拠保全の活用

中国訴訟実務において証拠保全が多用される。証拠保全は侵害証拠の収集のみならず損害賠償額の証拠収集にも利用される。例えば、訴

えが受理されるために必要最低限の証拠を準備して訴訟を提起し、そののちに証拠保全を行って有力な証拠を収集することもできる。

(4) 警告

警告には主に以下のメリットとデメリットがあるので、事案に応じてこれらを慎重に比較考量し、その活用の是非を決定すべきである。

1) メリット

① 侵害行為の停止

中国における専利権侵害者は悪意であるとは限らない。専利権の事前調査を行わずに事業を実施して善意で侵害している場合も多い。このような場合に、警告により速やかに侵害行為を停止する場合がある。したがって、侵害行為の停止を促すための手段として警告は有効である。多数の侵害者を相手取って訴訟を提起することは法院の心証を害するので、このような場合には特に警告の活用を検討すべきである。

② 時効の中断

専利権侵害訴訟の訴訟時効は2年であり（専利法第68条）、催告によって中断される（民法通則第140条）。日本のように催告から一定期間内に訴訟を提起しないと時効の中断の効力を生じないなどという規定は存在しない。したがって、2年の訴訟時効が完成する前に警告を繰り返すことにより最大20年間時効期間を延長することができる。

③ 合法的由来の抗弁事由の消滅

侵害品の販売者や利用者が善意である場合、販売者や利用者は賠償責任を負わない（専利法第70条）。したがって、侵害品の販売者や利用者に警告を行えば、それ以降の実施について賠償責任を課すことができる。

2) デメリット

警告状は相手方からの差止請求権不存在確認訴訟の契機となる場合がある。地方保護主義の強い法院に差止請求権不存在確認訴訟を先に提

起されると裁判上不利になる。但し、差止請求権不存在確認訴訟が弁護士や弁理士にあまり知られていないことや、費用面から差止請求権不存在確認訴訟に消極的である場合が多いことから、差止請求権不存在確認訴訟を行ってくる企業は限られる。

4. 現地機関訪問

4.1 国家知識産権局 (SIPO)

材料工程発明審査部王启北副部长と面会し、SIPOの概略、活動、および中国における專利出願の状況等について説明を受けた。以下は、2008年の出願・審判受理件数の統計について報告する。

(1) 発明專利

SIPOにおける発明專利的審査を担う部門は、機械、電気、電子機械、薬学・バイオ、化学、電子工学、材料工程の7部門から構成される。発明專利的ファーストアクションの期間は、審査請求から平均26ヶ月である。

2008年の発明專利出願の受理件数は、約29万件であり、その内、中国国内の出願人による出願の割合は61.7%、中国国外の出願人による出願の割合は38.3%であるとの説明を受けた。一方、SIPOで実体審査を開始した1985年～2008年までの発明專利出願の受理件数は、約485万件であり、その内、中国国内の出願人による出願の割合は56.2%、中国国外の出願人による出願の割合は43.8%であるとの説明を受けた。

このことから、中国国外の出願人による出願が減少傾向にある、または中国国内の出願人による出願が相対的に増加していると言える。

一方、授權率に関しては中国国外の出願の方が高いとの説明を受けた(2008年の発明專利的授權数は、約45.8万件であり、その内、中国国内の出願人に対する授權率は41.6%、中国国外

の出願人に対する授權率は58.4%である)。

(2) 実用新案專利および意匠專利

2008年の実用新案專利出願の受理件数は、約22.5万件であり、その内、中国国内の出願人による出願の割合は99.3%、中国国外の出願人による出願の割合は0.7%であるとの説明を受けた。また、2008年の意匠專利出願の受理件数は、約31.0万件であり、その内、中国国内の出願人による出願の割合は95.4%、中国国外の出願人による出願の割合は4.6%であるとの説明を受けた。

中国国内の出願人による出願が圧倒的に多いが、授權率は下がる一方であるという。

(3) 審判

2008年の審判請求の受理件数は、約2,000件であり、昨年比で約33%増加し、最近は、審理の遅延が問題になっている旨の説明があった。

4.2 最高人民法院

夏君麗法官と面会し、中国における知的財産権に関する裁判の現状や司法解釈について説明を受けた。

最高人民法院において、知的財産権に関する訴訟は、全て民事審判第三庭に所属する法官が審理を担当する。年間150件程度の知財係争案件が最高人民法院に上告されるが、中国国外の法人が当事者となる案件は1割にも満たないという。

最高人民法院が保有する権限の一つとして司法解釈を公表することができる点は、日本の司法制度と大きく異なるところである。司法解釈は、最高人民法院内でドラフト作成・議論を行った後、必要に応じて地方裁判所やパブリックコメントにより意見募集を行うことで案が作成される。作成された司法解釈案は、最高人民法院内で審査を経て、全国人民代表大会で承認さ

れた後、司法解釈として発効される。

4. 3 日本貿易振興機構 (JETRO)

中国におけるJETROの事務所は、北京、上海、広州、大連、青島、香港の6カ所があるが、今回、研修生は、北京と上海の事務所を訪問した。

北京センターでは、秋葉副部長と面会し、同センターの活動の他、自主創新政策やR&Dの促進等、中国政府の政策について興味深い話をして頂いた。同センターの大きな特徴は、その地の利を生かして、国家知識産権局 (SIPO) や最高人民法院における最新情報を得るのが早いところにある。また、面会后、同センター内にある日系企業商品のニセモノ展示館を見学し、中国における模倣品の問題が深刻であることを研修生は実感することができた。

上海センターでは、森永部長と面会した。上海は、多くの日本企業が進出していることや、中国国内で生産された製品の輸出の窓口となることもあって、上海センターは、主に模倣品対策に強い事務所であるといえる。

また、北京、上海の両センターでは、IPG (Intellectual Property Group) の活動も活発であり、全体会合における情報提供・共有活動、中国政府機関との協力関係の構築、ワーキン



図1 JETROニセモノ展示館での様子

グ・グループ等についての説明があった。

4. 4 上海家化聯合股份有限公司

中国の化粧品メーカーである上海家化聯合股份有限公司の王依文顧問他1名と面会した。同社は、創業110年の伝統ある企業であり、近年では、日本の化粧品メーカーと共同開発も行っている。また、美加淨®、高夫®, COCOOL®といった多数のブランドを構築している。同社の2008年までの累計の知的財産権の出願件数は、専利出願が868件 (PCT出願含む)、商標出願が1,119件 (マドプロ出願含む) である。また、同社の出願の方針や発明報奨に関する説明もあった。

面会后は、商品の展示ブースを見学し、同社が長年にわたって独自のブランド構築をしていることを実感することができた。

4. 5 上海海関

徐楓科長と面会をし、主に水際での取り締まりについて説明を受けた。上海海関における差押さえは、権利者からの申請または職権により行うことができる。真贋判別は、やはり商標の方が容易であり、発明専利に関しては判別が困難であるのが現状のようである。但し、例えば、医薬品の主成分は、化学物質名で判別することが可能なものもある。職権により、化学物質の分析等を外注することもあるという。また、模倣品の発生頻度が高い製品については、リストが作成されたりもする。

とはいえ、職権による差押さえの多用は、正常な貿易に支障をきたすため、やはり、権利者からの情報提供が最も好ましいようである。

5. おわりに

F5研修は2006年度から4年間に3回開催されるという頻度が高いコースであり、それほど中国知的財産に関する日本内でのニーズが高ま

っていることがうかがえた。特に今回は中国専利法第3次改正法施行直後に現地研修を受けるという恵まれた機会でもあった。中国現地事務所の講義は、色々な形で日本国内でも開催されているが、本研修では事前に研修生の興味のある項目に関して講義の内容を依頼することができた。このため事前の理解度が高い状態で講義に臨むことができ、受講する側の研修生の意識も高まり、得られた成果も大きかった。

また、本研修では、最高人民法院、上海海関の訪問、現地中国企業の知的財産活動の実際の施策など日本では得ることのできない情報に関して裁判官、上海海関の職員、中国企業の知財部員と直接話すことができた。

外国企業の現地駐在員の講義では、中国知的財産に関する情報や、各企業での模倣品対策などにまつわる話や、文化、習慣、政治の違いなどについても興味あるものであった。

F5研修全体としては、中国知的財産という慣れない対象のために最初は取り組みにくかったが、研修回数を重ね、概ね順調に進めることができた。また、異なる企業から参加した、職務、年齢の異なる10名で本研修を乗り切り、知的財産情報の取得のみならず、貴重な人脈を築き上げることもできた。

最後に本研修を行うにあたって講義を通してお世話になった現地事務所、現地機関、駐在員、また本研修全体の企画運営を担って頂いたJIPAの人材育成委員をはじめ関係者の方々に感謝の意を表したい。

参考文献

- ・ 銭孟姍「中国職務発明制度についての一考察（その1）」知財管理, Vol.56, No.4, 2006
- ・ 銭孟姍「中国職務発明制度についての一考察（その2）」知財管理, Vol.56, No.5, 2006
- ・ 国際第3委員会「中国における現地発明の取り扱い」知財管理, Vol.57, No.1, 2007
- ・ 何小萍「中国特許制度の補正及び実務上の留意点」知財管理, Vol.58, No.9, 2008
- ・ 侯艶妹「日中翻訳における誤訳問題についての一考察」AIPPI, Vol.57, No.1, 2008
- ・ 劉立平「中国での「機能的表現クレーム」の取り扱い実務について」パテント, Vol.56, No.11, 2003
- ・ 劉新宇「中国における有効な特許権の取得」パテント Vol.61, No.6, 2008
- ・ 日本貿易振興機構『中国の強制認証制度（CCC）関係資料』2003年3月
- ・ 日本貿易振興機構『中国知財リスク対策マニュアル』2008年3月
- ・ 日本貿易振興機構『模倣対策マニュアル中国編』2009年3月

表4 2009年度（F5）研修日程および研修参加者

【研修日程】

研修	開催日	研修内容	講師／担当事務所	
事前	3/23	中国駐在員の経験談	別所弘和講師（本田技研工業㈱）	
	4/21	中国専利法概要	中島敏弁護士	
	5/26	グループ学習	—	
	6/23	商標法	北京集佳知識産権代理有限公司	
	7/21	グループ学習	—	
	8/17	グループ学習	—	
	9/29	意匠法	北京康信知識産権代理有限責任公司	
	10/20	グループ学習・中間報告	—	
現地 北京	11/9	模倣対策	㈱東芝駐在員	
		職務発明，誤訳，統計データの紹介	北京銀龍知識産権代理有限公司	
	11/10	著作権法，反不正競争防止法等	永新專利商標代理有限公司	
		クレームドラフティング等	北京林達劉知識産権代理事務所	
	11/11	意匠法，商標法	中科專利商標代理有限責任公司	
	11/12	権利行使（均等論，包袋禁反言等）	北京金信立方知識産権代理有限公司	
	11/13	SIPO，最高人民法院，JETRO 北京訪問	北京集佳知識産権代理有限公司	
	11/16	模倣対策	カシオ計算機㈱駐在員 本田技研工業㈱駐在員	
	上海	11/18	R&D サポート，職務発明	Bayer 駐在員
			審査実務（補正，新規事項追加等）	北京尚誠知識産権代理有限公司
11/19		意匠・商標訴訟／JETRO 上海訪問	ロヴェルズ法律事務所外国法共同事業	
11/20	訴訟実務／上海家化，上海海関訪問	華誠律師事務所		
事後	12/15	グループ学習	—	
	1/26	グループ学習	—	
	2/26-27	まとめ・発表会	—	

【研修参加者（敬称略）】

Gr.	参加者氏名（会社名）[*はグループリーダー]
A	柳澤享*（旭硝子），青木一生（ニプロ），太田尚武（日立化成工業）， 菊池浩一（エーザイ），胡穎（積水化学工業），豊田裕崇（旭化成）
B	今井雄太*（ソニー），高田俊佑（大塚製薬工場）， 天貝祐介（バンダイ），渡邊極（住友金属工業）

【人材育成委員会・事務局（敬称略）】

大坂茂（旭硝子），蔭山貞夫（ダイセル化学工業），中村仁士（コクヨ），宮田敦久（日本電信電話）， 露木育夫（事務局），上江誠（事務局），海野祐一（事務局）

（原稿受領日 2010年3月5日）